

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和7年7月11日

評価者：市民文化局民間活用事業者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市男女共同参画センター
施設所在地	川崎市高津区溝口 2-20-1
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
業務の概要	(1) 男女共同参画推進に関する業務 (2) 施設の管理運営に関する業務 (3) 施設・設備の維持管理に関する業務 (4) その他
指定管理者	名称：社会福祉法人共生会 SHOWA 代表者：理事長 坂東 真理子 住所：東京都世田谷区太子堂 1丁目6番2号3階 電話：03(3411)6273
所管課	市民文化局人権・男女共同参画室（内線：27221）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	(1) 男女共同参画推進に関する業務 ア 男女共同参画に関する各種事業の企画及び実施 仕様書に基づき適正に業務が行われ十分な量及び質のサービスを提供できたと評価する。 (ア) 概要 - 市民や事業者等を対象とした各種事業の企画 - 川崎市男女平等推進週間等にちなんだ取組の企画・実施など (イ) 実績及び評価 - 仕様書に基づき、毎年、6月の男女平等推進週間、11月の女性への暴力をなくす運動、3月の国際女性デーに合わせて、市内公共施設や民間商業施設で男女共同参画に関するギャラリー展示、チャリティーコンサート、トークサロン等を実施した。 - 市民団体と連携した実施方法や、来館者や講座参加者にメッセージを書いてもらう参加型の展示など、市民に伝わりやすく自分事として捉えていただけるよう工夫がなされており、評価できる。 - SNSを活用して展示の様子を紹介する動画配信を行ったり、かわさき市民活動センター主催の「ごえん楽市」、市民文化局協働・連携推進課主催の「まちのひろばフェス」への市民参加型アートの出張展示を行うなど、会場に来られない方も含め、より多くの市民に向けて広く機会を提供したことも評価できる。 イ 男女共同参画推進に関する情報収集及び提供事業 (ア) 概要 - 男女共同参画に関する国、自治体、市民団体等の情報収集 - 様々な広報媒体を活用した男女共同参画に関する情報の発信 - 図書コーナーの有効活用による市民の主体的な学習や活動の支援など (イ) 実績と評価 - 男女共同参画に関する国等の動向を注視し、市内での男女共同参画に関する活動状況等についてヒアリングを適宜実施するなどの手法で情報を収集した。 - 収集した情報のほか、「ウ 男女共同参画推進に関する調査及び研究事業」で把握した情報についても、年3回発行する情報誌「すくらむ」、ホームページ、SNSで情報発信した。 - 男女共同参画に関する図書を専門書から気軽に親しみやすい本まで内容を吟味しながら幅広く購入し、第1交流室にて、テーマ展示に連動して関連する図書の展示を常時行った。 - 男女共同参画に関する図書については、来館者に貸し出すだけでなく、出前講座を実施する際に、学校、市民館、危機管理本部等にパッケージで貸出を行ったこと、アウトリーチ型居場所づくり事業の開催場所や防災出前講座においては、貸出だけでなく、その場で図書を閲覧して過ごせるように工夫すること等により、館外での利用促進につなげたことは評価できる。

ウ 男女共同参画推進に関する調査及び研究事業

(ア) 概要

- ・本市における男女共同参画の推進状況把握に向けた市民アンケートの実施
- ・地域課題・ニーズの発掘及び既存事業の検証と改善
- ・川崎の男女共同参画データブックの発行など

(イ) 実績と評価

- ・本市が平成22年度から4～5年ごとに実施している「かわさきの男女共同参画に関する市民アンケート」を令和5年度に実施した。過去からの経年変化を把握するだけでなく、有識者や当室と打合せの上、ジェンダー規範に関する項目を追加し、現代の社会情勢を踏まえた調査とした。
- ・講座参加者や施設利用者を対象として、アンケートやヒアリングによる利用者実態調査を毎年度実施し、講座や施設に関するニーズや満足度を把握し、次の講座・研修・イベント開催に役立てている。
- ・令和3年度に内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用して、「川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査」を実施した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、本市においても、仕事や心身の健康面で特に非正規雇用のシングル女性に大きく影響を及ぼしたことを明らかにし、そこから把握した、必要な支援に関するニーズや情報へのアクセスという課題をもととして、令和4年度以降のシングル女性のための居場所づくり事業（「エ 相談事業」参照）への展開につなげたことは高く評価できる。
- ・前述の調査や既存統計も活用しながら、川崎市の今と昔の特徴をデータとしてまとめ、企業や市民団体、学校等における学習等で活用してもらえるよう「かわさきの男女共同参画データブック」として公表した。
- ・川崎市域で生きてきた「女性たちのあゆみ」を次世代に伝えることを目的とした「川崎で生きてきた女性の個人史調査」について、指定期間最終年度での取りまとめに向けて、指定期間初年度に計画を策定し、地域の団体や専門家とともにプロジェクト形式で進めていることは、指定管理者による創意工夫によるものと評価できる。

エ 相談事業

(ア) 概要

- ・女性のための総合相談（電話、面接、法律）
- ・男性のための電話相談
- ・女性のための個別キャリア相談
- ・女性のための起業・経営相談
- ・居場所づくり事業
- ・精神科医による女性のためのこころの相談
- ・自助グループへの支援

(イ) 実績

a 女性のための総合相談

年度	相談件数						
	電話	(うち新規)	(うちDV被害)	面接	(うちDV被害)	法律	(うちDV被害)
令和6年度	2,767件	20.2%	33.0%	170件	93.5%	60件	53.3%
令和5年度	2,762件	22.1%	30.4%	144件	94.4%	61件	60.7%
令和4年度	2,422件	24.6%	31.3%	121件	90.9%	50件	70.0%
令和3年度	2,511件	20.8%	25.8%	106件	82.7%	56件	- ※1

※1 令和3年度の面接・法律相談におけるDV被害件数は合算で計算していたため、合算した割合を面接相談のDV被害割合に記載している。

b 男性のための電話相談

年度	相談件数	(うちDV被害)
令和6年度	293件	2.7%
令和5年度	243件	6.2%
令和4年度	270件	3.7%
令和3年度	243件	7.0%

c 女性のための個別キャリア相談

年度	相談件数
令和6年度	114件
令和5年度	115件
令和4年度	95件
令和3年度	71件

d 女性のための起業・経営相談

年度	相談回数		
	起業家無料相談会	創業・融資無料相談会	起業家向け無料相談会
令和3年度	9回	5回	16回
令和4年度	9回	5回	9回
令和5年度	9回	5回	9回
令和6年度	9回	5回	9回

e 自助グループ

年度	グループ数	開催回数	参加者数
令和6年度	4団体	56回	412人
令和5年度	5団体	91回	725人
令和4年度	3団体	33回	124人
令和3年度	4団体	36回	132人

(ウ) 評価

- ・仕様書に基づき、「女性のための総合相談（電話、面接、法律）」、「男性のための電話相談」、「自助グループへの支援」を実施するだけでなく、仕様書には記載されていない「女性のための個別キャリア相談」、「女性のための起業・経営相談」、「居場所づくり事業」、「精神科医による女性のためのこころの相談」を実施したことは評価できる。
- ・電話相談については、より多くの方が相談しやすいように、曜日ごとに受付時間帯をずらす工夫がなされている。電話相談後に希望者に対して実施する面接相談については、令和4年度から曜日と時間を固定せず、相談者の希望の日時で予約できる仕組みに変更し、悩みを抱える人に配慮し柔軟な対応ができていることは評価できる。
- ・真に相談が必要な人からの相談を受けることができるよう、令和3年度から、都度の相談内容も勘案しながら他の相談機関の紹介や相談にかける時間を設けてその旨を相談者に伝える等丁寧な対策をとった結果、「女性のための総合相談」「男性の電話相談」ともに相談件数が4年間で増加傾向となり、うち「女性のための総合相談」の新規の相談者割合がすべての年度において20%以上となったことは評価できる。
- ・相談事業で受けたDV被害相談については、回数を重ねて丁寧な相談対応に努め、緊急性の高い場合など、必要に応じて適切な機関を案内するなど連携しながら対応を行っている。
- ・「女性のための個別キャリア相談」では、令和5年度から、インターネットを経由してセンター内のPCからハローワークの求人情報を検索できるようにし、相談員が求人情報検索の支援を提供できるようにしたほか、出張個別キャリア相談を実施するなどの工夫を行い、相談者の増加につながった。
- ・令和4年度以降は、内閣府地域女性活躍推進交付金を活用して、地域の関係団体の協力を得ながら、シングル女性を対象とした困難や不安解消を目的としたアウトリーチ型の居場所づくり事業を実施した。同事業では、予約不要で心身に関する相談やキャリアに関する相談ができるコーナーを設けるなど、これまで既存の相談事業に繋がっていなかった女性を支援に繋ぐ取組を行った。また、令和6年度からは、同事業の参加者限定で匿名参加できるオープンチャットを開設し、居場所事業が開催されない期間においても、困難を抱える女性同士が安心してつながりあえる機会を提供したこと、さらに「精神科医による女性のためのこころの相談」を開始し、希望に応じて専門知識を有した者に相談できる体制を整えたことは、指定管理者による創意工夫や柔軟性が発揮された結果であると評価する。
- ・自助グループに対しては、活動場所の提供と広報チラシ作成に関して支援を行っている。

オ 男女共同参画推進に関する学習・研修事業

(ア) 概要

- ・DVに関する講座
- ・ハラスメントに関する講座
- ・働く場における男女平等推進に関する講座
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講座
- ・男性や子どもにとっての男女共同参画に関する講座
- ・女性の能力開発や就業の支援に関する講座
- ・困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備支援に関する講座など

(イ) 実績

講座・研修等の参加者数

年度	講座数	開催回数	参加者数	
			延べ人数	(うち男性)
目標値	—	—	2,800人	—
令和6年度	125件	300回	5,932人	(378人) ^{※1}
令和5年度	125件	378回	5,388人	(283人) ^{※1}
令和4年度	108件	349回	5,623人	(320人)
令和3年度	70件	297回	3,585人	(180人)

※1 男性人数はアンケート等で男性と回答とした人数。（性自認が男性）

(ウ) 評価

- ・講座・研修の開催件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が残った令和3年度は約300回、令和4年度以降は300回を超えた。
- ・参加者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて令和2年度の参加者数が2,080人であったことから、協定書で目標値2,800人としていたと

		ころ、令和３年度実績は３,５８５人、令和４年度以降は５,０００人を超えるなど、各年度とも協定書で定めた目標値を大きく上回り、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和元年度実績４,４４６人、平成３０年度実績４,０７８人に比べても大きく上回ったことは高く評価できる。 ・講座・研修の内容について、例えば、ＤＶ被害者からの相談において離婚に向けた手続き等の相談が多いことを踏まえて、離婚のための法律講座を、コロナ禍において非正規雇用やシングル女子の経済的な困難が課題として挙げられている中では、起業や就業支援を目的とした講座を、居場所づくり事業から把握された課題を取り上げる形で、摂食障害とその背景に存在するジェンダーに基づく問題をテーマとした講座を行うなど、本市が仕様書で示した研修について、「エ 相談事業」等から把握されたニーズを踏まえた内容で実施していることは評価できる。 ・「男性らしさ」を考える講座、区役所と連携した「パパ会」の実施など、女性だけでなく男性や子どもなどより幅広い層に向けた男女共同参画に関する講座を開催している。 ・開催手法についても、対面開催だけでなくハイブリッド方式を取り入れ、幼児を持つ市民が安心して学びを深められるように一時保育を提供するなどより多くの方が受講できるよう開催方法を工夫している。 カ 市民の学習・研修及び交流活動支援事業 (ア) 概要 ・男女共同参画に取り組む市民・市民活動グループ支援 ・企業や団体・グループ等の男女共同参画推進のためのネットワークづくり支援 ・「かわさき男女共同参画ネットワーク」の事務局業務 ・すくらむ２１まつりの開催など (イ) 実績と評価 ・市内の事業所からの要請を受け、ハラスメントや女性活躍推進をテーマにした研修会をオンライン実施及び事業所内へ講師を派遣したほか、市内の工業団体と連携して中小企業の女性リーダー育成に向けたセミナーを実施した。 ・教育委員会からの依頼により、「性の多様性」をテーマとした出前講座を市内小学校で実施しているほか、デートＤＶ予防啓発講座、当事者の方を講師としたセクシュアル・マイノリティへの理解を深める講座を教育委員会と連携しながら実施した。 ・男女共同参画事業を公募して、市内団体からの企画提案による協働事業を実施し、年度末の成果発表には有識者から意見をもらい、協働事業の実施団体同士の情報交換を行うことにより、地域において男女共同参画に取り組んでいる市民グループを支援した。 ・本市とともに、市内４４団体から構成される「かわさき男女共同参画ネットワーク」の事務局として、男女共同参画かわさきフォーラムや全体会議・運営会議の準備・運営を行った。 ・すくらむ２１まつりを毎年６月の男女平等推進週間に開催した。公募を含む３０団体以上の市民団体の協力を得て、男女共同参画に関するイベントを行うとともに、女性の起業支援の一環としてマルシェを実施するなど、地域に根差した男女共同参画の拠点施設としてのセンターの認知度向上につなげることができた。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があった令和３年度は、ホールイベントを無観客開催として後日動画配信を行い、動画再生回数が１０００回以上となるなど、社会情勢に合わせて実施手法を工夫しながら実施したことは評価できる。 ・市民グループとの協働により、女性の視点に立った地域防災リーダー養成研修を開催し地域防災の担い手となる女性の育成に寄与した。また、本市危機管理担当部署と積極的に連携して各区の防災訓練等へのブース出展、担当職員との意見交換会、研修等を行って本市の地域防災に大きく貢献したことは高く評価できる。 キ 上記以外のその他センター設置の目的を達成するために必要な応募者からの提案による指定管理事業 (ア) 概要 ・男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とし、応募者が提案した内容で市民等に広く男女共同参画を啓発することができる事業 (イ) 実績と評価 ・令和３年度から、経済的に苦しい状況にある女性に対し、センター受付で生理用品を配布している。単に生理用品を配布するだけでなく、市内支援機関の連絡先一覧及び「女性のための総合相談」のチラシを同封し、その背景にある困難な問題の解決に向けて必要な支援につなぐ手段にしている。また、配布に当たっては、匿名で受け取り可能とし、言葉に出さなくても生理用品
--	--	--

</

		・指定期間当初は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があったものの、出前講座などの積極的な取組や、オンライン等開催手法の工夫、様々な事業との連携やSNSでの積極的な発信により認知度の向上に努めた結果、講座や研修の参加者数は、すべての年度において、年度協定書で定めた目標値2,800人を大きく上回り、相談件数についても年々増加傾向である。 ・利用者満足度調査を適切に実施し、課題把握等のためにアンケート回収を積極的に取り組んでおり、アンケート有効回答数は令和4年度以降毎年増加しており、令和6年度は前年度から約46%増加の1,964件となった。利用者満足度（よかった＋まあよかった）は、すべての年度において約90%と非常に高く、各年度協定書で定めている目標値75%を上回っている。 ・施設全体の稼働率は、すべての年度において、各年度協定書で定めている目標値47.3%、提案時の最終年度目標値48.3%のいずれも上回っている。 ・施設利用促進の取組としては、ホール利用促進のため、抽選対象月末から翌月に亘る連続利用の予約を可能とし、また、振込による利用料金の支払いも可能としたこと、事務棟の諸室については、企業の会議やマンション管理組合などの定期利用のほか、市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当の移転後は多目的室での楽器演奏（小音量）を可としたことにより、新たな利用者・利用団体の拡大につながった。 以上のことから、目標を十分達成したと評価できる。 （２） 収支計画の達成度 令和3年度決算は、収入の合計が144,732千円、支出の合計は143,724千円であり、1,008千円の黒字であった。 令和4年度決算は、収入の合計が144,290千円、支出の合計は144,472千円であり、182千円の赤字であった。 令和5年度決算は、収入の合計が144,533千円、支出の合計は143,050千円であり、1,483千円の黒字であった。 令和6年度決算は、収入の合計が137,937千円、支出の合計は137,717千円であり、220千円の黒字であった。 事業費は、各年度とも予算額と比較して大きな差異なく執行されており、事業内容も予定どおり実施されていることは評価できる。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	・仕様書に基づき、法令点検及び定期点検を確実に実施している。 ・事件事故災害発生時に速やかに連携が図れるよう所管課と指定管理者との連絡体制及び指定管理者職員の連絡体制が構築されており、職員間で共通認識がなされ、再委託先の警備職員を含め徹底されている。また、有事の際に対応ができるよう防犯器具が直ちに使用できるよう常備されている。 ・付帯設備料金表の誤りを認知した際には、市への報告を行った上で、速やかに返金対応やホームページで周知しており、施設利用者が安全・安心できる体制となっている。 ・災害発生時に備えて利用者を安全に誘導できるよう訓練を行い、避難完了時にはその目印となる輪を各部屋の外側にかけられるよう扉付近に常備し、建物入口付近には土嚢を用意するなど、危機管理ができています。 ・施設が老朽化していることから施設維持管理に要する労力が増加傾向にあるが、優先順位をしっかりと考えながら、利用者の安全面や利便性に直結するような設備の不具合が発生した場合は、所管課と連絡をとり迅速に対応している。 以上のことから、施設点検、警備等を確実に取り組んでおり、安全安心面で問題はなかった。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	・現指定管理者においては、把握したニーズを一事業に反映させるだけでなく、調査から把握された課題解決に向けて相談事業を実施し、その相談事業から把握されたニーズに応えるための講座を開催し、その効果測定とさらなる展開のための調査を行う、といった事業間の連携もできており、それが利用者満足度の高い事業実施に繋がっている。今後さらにサービス向上を目指すには、調査研究や利用者アンケートにより引き続き社会や地域におけるニーズの把握を行い、様々な事業を展開していく必要がある。 ・施設利用の際には施設利用者からの意見・要望を聴取し、可能な範囲で対応し、対応できない要望は説明を付けて掲示板にて回答するとともに、毎月の所管課との連絡調整会議で内容を共有している。引き続き、所管課と情報共有を行い、安全で快適な施設を目指していく。 ・施設の建物が築50年を超えており、ホールは特定天井の対策が必要となっている。現時点では法令点検・定期保守点検等で指摘等がされていない設備等でも、突発的な故障・不具合等が発生する可能性がある。本施設は市の長寿命化対象施設になっており、市として必要な工事を行いつつ、同時に指定管理者の視点で維持管理の範疇で小規模な修繕をしていくなど、今後も安定した施設管理運営を行っていくために、中長期的な視点での修繕を計画的に実施していく必要がある。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																								
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	・毎月上旬に、所管課との連絡調整会議を開催し、指定管理者から前月事業報告、当月事業予定、相談・確認事項、施設管理運営状況について確認を行っている。また、実施事業や施設管理運営での相談・確認事項等がある場合は、随時打合せを行い、協議を行っている。 ・令和6年度に、DVに関する講座の実施手法の変更を所管課から依頼したが、開催日が迫り調整が付かず、所管課の意見が反映されないまま実施されたことがあったため、講座・研修・イベントについては企画初期段階で所管課に詳細を説明し承諾を得てから準備を進めるよう指導し、それ以後は改善されている。 ・事件・事故・苦情等を含む問題発生時には、適切な初期対応により結果が大きく左右されるため、予め定めている取り決めに基づき、所管課への第一報を迅速に行ことが守られている。 以上のことから、所管課によるマネジメントは適切に行われていると判断する。																								
2	制度活用による効果はあったか。	1 サービスの向上について ・相談事業を担当する相談員については、仕様書どおりに有資格者を適切な人数で配置しており、週1回のカンファレンスや受理会議、月1回開催のスーパーヴィジョン、年2回の拡大カンファレンスの実施を通じてスキルの向上を図っている。さらに、地域みまもり支援センターやだいJOBセンターとの連携研修、DV被害者支援に関する講座など28種類の外部研修に専門職や相談員を参加させており、民間のノウハウを活かして高いスキルを有した相談員による相談事業を提供することができている。 ・広報においては、紙媒体やホームページだけでなく、SNS（Facebook、X、Instagram）を活用してターゲット層に届きやすいよう情報を発信し、居場所づくり事業においては、参加者のみが参加できる匿名性の担保されたオープンチャットを導入するなど、民間事業者の柔軟な発想に基づく手段を用いて利用者の増加やサービス向上に取り組み、効果的に事業を実施できている。 2 経費の縮減等について ・指定管理者制度導入前（平成17年度・管理委託制度）は、単年度で139,883千円（4か年分の換算とすると559,532千円）の経費が発生していたが、内閣府地域女性活躍推進交付金を除いた令和3～6年度の4年間では補償・補填金を含め487,328千円となり、これらを比較（※）すると指定管理者制度導入後、特に近年、物価や光熱費の上昇が生じている中、効率的な予算の執行と効果的に事業が実施され72,204千円の経費が削減できていると言える。 指定管理料の推移 (単位：円) <table><tr><th>年度</th><th>(A) 指定管理料 (通常分)</th><th>(B) 補償・補填</th><th>(A)+(B)</th></tr><tr><td>令和6年度</td><td>119,764,000</td><td>1,936,166</td><td>121,700,166</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>121,505,000</td><td>1,385,973</td><td>122,890,973</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>119,994,582</td><td>2,252,419</td><td>122,247,001</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>120,051,132</td><td>437,761</td><td>120,488,893</td></tr><tr><td>合計</td><td>481,314,714</td><td>6,012,319</td><td>487,327,033</td></tr></table> ※平成17年度 139,883 千円×4か年＝559,532 千円 559,532 千円－487,328 千円＝72,204 千円	年度	(A) 指定管理料 (通常分)	(B) 補償・補填	(A)+(B)	令和6年度	119,764,000	1,936,166	121,700,166	令和5年度	121,505,000	1,385,973	122,890,973	令和4年度	119,994,582	2,252,419	122,247,001	令和3年度	120,051,132	437,761	120,488,893	合計	481,314,714	6,012,319	487,327,033
年度	(A) 指定管理料 (通常分)	(B) 補償・補填	(A)+(B)																							
令和6年度	119,764,000	1,936,166	121,700,166																							
令和5年度	121,505,000	1,385,973	122,890,973																							
令和4年度	119,994,582	2,252,419	122,247,001																							
令和3年度	120,051,132	437,761	120,488,893																							
合計	481,314,714	6,012,319	487,327,033																							
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	・質・量ともに充実した事業を実施できており、また、利用者満足度も高く、本市における男女平等施策の推進拠点としての目的を達成していると評価できる。 ・内閣府地域女性活躍推進交付金を活用した事業については、地域の機関と連携しながら既存の相談に繋ぐなど一定の成果を出しており、継続的な実施が期待されることから、実施の枠組を検討していく必要がある。 ・本施設は、ホールに関して特定天井対策を次期指定期間中に行うことが想定されており、施設老朽化への対応も不可欠である。今後必要となる工事の際は、所管課と情報連携を密にし、事業への影響を勘案しながら、安全で利便性の高い施設となるよう、中長期的な視点での修繕を計画的に実施していく必要がある。 ・本市の「地域ごとの資産保有の最適化」や「ホールのあり方検討」の対象施設であることから、本市の公共施設に関する方針の策定状況等を踏まえながら施設運営を行う必要がある。																								

4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	・指定管理者制度以外の制度として川崎市直営の管理運営のほか、業務委託、管理委託制度等が挙げられるが、男女共同参画に従事する職員には高度の知識が要求され、安定的な業務遂行には専門的な知識・経験が求められる。また、ホール等の特殊設備等を有する施設であることから、蓄積された民間事業者のノウハウを活かした管理運営が有効であると考えられる。 ・指定管理者制度を導入したことにより、直営方式を含めた他の方式よりも低額なコストで柔軟なサービスを提供できている。 ・性別にかかわらず誰もが希望に応じて仕事でも家庭でも活躍できる社会を実現するためには、社会や地域のニーズを的確にとらえ、調査、講座、相談など各事業を連携させ時宜に応じた内容で展開する必要がある、本市の男女共同参画施策の推進に向けて、様々なターゲット層に合わせた多様な手法での広報・啓発を実施する必要がある。 以上のことから、指定管理者制度の導入を継続することが最適と考えられる。
---	-------------------------	---

4. 今後の事業運営方針について

3－2のとおり、指定管理者制度の導入によりサービス向上や経費節減の効果があつた。指定管理者制度による民間のノウハウを活かした柔軟なサービス提供を継続していくことで、男女平等施策の更なる推進が期待できる。

今後は、より幅広い層に施設やサービスを利用していただけるよう、男性や子どもにとっての男女共同参画や、多様な主体と連携しながら地域における男女共同参画を積極的に推進していくこととする。